

小規模ボイラー取扱者

小規模ボイラー取扱者とは、小規模ボイラーの操作や異常時の処置などの作業をすることができる国家資格です。**ボイラー取扱技能講習を修了すると取得**です。

小規模ボイラーに該当するものは、クリーニング業や製造業（小規模）の工程での蒸気や温水供給に使うボイラー、学校の給食室で釜や食器洗い機の蒸気や温水供給に使うボイラー、小規模の病院やホテル、旅館、温浴施設で空気調和や給湯に使うボイラーなどがあります。

ただし、[二級ボイラー技士](#)の資格を取得した者は、すでに小規模ボイラーを取扱うことができるため、この資格を取得する必要はありません。

講習内容

14 時間の学科講習のあと、修了試験が行われます。実技はありません。

- ボイラーの構造に関する知識
- ボイラーの取扱いに関する知識
- 点火及び燃焼に関する知識
- 点検及び異常時の処置に関する知識
- 関係法令
- 修了試験

講習日程

5 月

検定料（テキスト代）

10,500 円（テキスト代込み）

平成 27 年度の資格取得状況

その他

ジュニアマイスターにおいて、ボイラー取扱技能講習は 1 点加算の対象です。